伊達商工会議所 飲食店新規開業補助金 交付実施要綱

平成30年5月7日制定

1. 趣旨

この要綱は、新たな需要や雇用の創出等を促し、伊達市地域を活性化させることを目的に、新たに飲食店を開業しようとする者に対して伊達商工会議所が予算の範囲内で行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2. 補助対象者

補助の対象者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 伊達商工会議所の地区(定款第4条に規定する地区をいう。)において新たに飲食店 (日本標準産業分類にいう飲食店(ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) をいう。)を開業しようとする者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第2号)第2条第1号から4 号までに掲げる者に該当しない者であること。
- (4) 国や北海道、伊達市などから同様の補助金を受ける予定のない者であること。
- (5) 出店後に伊達商工会議所の会員に加入する者。

3. 補助対象経費

店舗に係る賃借料(敷金、礼金及び共益費は除く。)とする。

4. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、150,000円を限度とする。

5. 補助対象期間

補助の対象となる期間は、店舗の開業の日の属する月の翌月から起算し6月以内とする。 ただし、開業の日が月の初日のときは、開業から起算して6月以内とする。

6. 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、店舗を開業後1か月以内に、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(様式第1号)を会頭に提出しなければならない。

- (1) 店舗付近の見取図及び店舗の平面図
- (2) 店舗の賃貸借契約書の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) 通帳の写し (表紙及び1・2ページ)
- (5) 開業したことがわかるもの (開業届、営業許可書、チラシなど)

7. 補助金の交付決定

会頭は、補助金の交付申請があったときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、 補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金交付申請者に通知するものとする。

なお、会頭は、補助金の交付決定後において、特別の事情が生じたときは、当該交付決 定を変更し、又は取り消すことができる。

8. 補助金の交付

補助助金の交付決定を受けた補助金交付申請者が補助金の交付を受けようとするときは、 領収書の写し等経費の支出を確認できる書類を添えて補助金交付請求書(様式3号)を会頭 に提出しなければならない。その際、2か月分を1期分として請求するものとする。

9. 補助金の返還

会頭は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助 金を返還させるものとする。

附 則(平成30年5月7日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附 則(令和2年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は令和2年4月1日より施行する。

附 則(令和3年10月27日制定)

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は令和3年11月1日より施行する。

附 則(令和4年7月4日制定)

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は令和4年4月1日より施行する。